

○所得税と住民税の人的控除額の差

区分		住民税	所得税	人的控除額の差	
障害者控除	普通障害者	26万円	27万円	1万円	
	特別障害者	30万円	40万円	10万円	
	同居特別障害者	53万円	75万円	22万円	
寡婦控除	一般寡婦	26万円	27万円	1万円	
	特定の寡婦	30万円	35万円	5万円	
寡夫控除		26万円	27万円	1万円	
勤労学生控除		26万円	27万円	1万円	
配偶者控除	一般	納税者の合計所得金額 900万円以下	33万円	38万円	5万円
		〃 900万円超950万円以下	22万円	26万円	4万円
		〃 950万円超1,000万円以下	11万円	13万円	2万円
	老人	納税者の合計所得金額 900万円以下	38万円	48万円	10万円
		〃 900万円超950万円以下	26万円	32万円	6万円
		〃 950万円超1,000万円以下	13万円	16万円	3万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超40万円未満	納税者の合計所得金額 900万円以下	33万円	38万円	5万円
		〃 900万円超950万円以下	22万円	26万円	4万円
		〃 950万円超1,000万円以下	11万円	13万円	2万円
	配偶者の合計所得金額 40万円以上45万円未満	納税者の合計所得金額 900万円以下	33万円	38万円	3万円
		〃 900万円超950万円以下	22万円	26万円	2万円
		〃 950万円超1,000万円以下	11万円	13万円	1万円
扶養控除	一般扶養	33万円	38万円	5万円	
	特定扶養	45万円	63万円	18万円	
	老人扶養	38万円	48万円	10万円	
	同居老親等	45万円	58万円	13万円	
基礎控除		33万円	38万円	5万円	

〈注意〉

- 1 配偶者の合計所得金額が40万円以上45万円未満の場合における配偶者特別控除については、所得税と住民税の控除差額ではなく、上記のとおりとなります。
- 2 配偶者の合計所得金額が45万円以上の場合に適用される配偶者特別控除については、調整控除の対象となりません。